

いわゆる「谷間世代」に対する不平等な取扱いの是正を求める会長声明

1 司法修習制度の意義と歴史

司法は、日本国憲法下における三権の一翼として、法の支配を実現し、国民の権利を守るための重要な社会インフラであり、法曹（裁判官、検察官、弁護士）は、司法の担い手として公共的使命を負っている。

日本国憲法施行後、国は、かかる法曹の養成については、司法修習制度を採用し、司法修習生に対し、修習専念義務（兼職の禁止）や守秘義務を課しつつ、一定の給与を支給してきた（給費制）。

2 いわゆる「谷間世代」に対する不平等な取扱い

もともと、2011（平成23）年11月、給費制は廃止され、新第65期司法修習生から、生活費等を必要とする司法修習生に対して金銭を貸与する制度（貸与制）が導入された。

しかしながら、貸与制については多くの批判が集まり、2017（平成29）年4月に、修習給付金制度が採用され、第71期司法修習生以降は、一定の給付金を受けることができるようになった。

しかるに、新65期司法修習生から第70期司法修習生（いわゆる「谷間世代」）については、現在においても、何らの経済的手当もなされず、無給での司法修習を強いられたという不平等な取扱いが残された状態が続いている。

3 法曹が公共的使命を果たすために、不平等な取扱いを是正する必要があること

上記のとおり、法曹は、法の支配を実現し国民の権利を守る公共的使命を負っているが、いわゆる「谷間世代」の法曹（約1万1000人に達し、全法曹の4分の1を占める。）は、貸与制の下で負った借金の返済を迫られ、このような公共的使命を十分に果たすことができない状況にある。

法曹のうち弁護士は、在野法曹として、大規模自然災害やコロナ禍等により困難を抱えた人々を救済する活動を行っているが、経済的負担を抱えた状況では、このような献身的な活動も困難となる。

今後「谷間世代」の法曹は司法の中心的な担い手となるが、「谷間世代」に対する不平等な取扱いを残置させて、社会的・経済的弱者を支援するための献身的活動を困難とさせる状態が生じていることは、大きな社会的損失であり、今こそ、「谷間世代」に対する不平等な取扱いを是正しなければならない。

4 名古屋高等裁判所判決も不平等な取扱いの是正に言及していること

名古屋高等裁判所は、2019（令和元）年5月30日、給費制廃止違憲訴訟判決において、従前の司法修習制度の下で給費制が果たした役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならないものであって、いわゆる「谷間世代」の多くが、貸与制の下で経済的に厳しい立場で司法修習を行い、貸与金の返済も余儀なくされているなどの実情にあり、他の世代の司法修習生に比し、不公平感を抱くのは当然のことであると思料され、例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではないかとした。国は、この判決を受け止め、不平等な取扱いの是正措置を行う必要がある。

5 過半数の国会議員から賛同メッセージが寄せられていること

「谷間世代」に対する不平等な取扱いを是正すべきことについては、日本弁護士連合会に対し、多くの国会議員から賛同のメッセージが寄せられているところ、2023（令和5）年3月時点において、その数は、全国国会議員の過半数を超えるに至った。

6 最後に

よって、当会は、国に対し、可及的速やかに、いわゆる「谷間世代」に対する不平等な取扱いを是正されるよう、強く求める。

2023（令和5）年3月13日
高知弁護士会会長 重松 健二郎